

# 小山工業高等専門学校教員選考委員会規程

制 定 平成14年3月13日

最終改正 平成23年4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校教員選考規則(平成14年3月13日制定)第5条第2項に基づき、小山工業高等専門学校教員選考委員会(以下「選考委員会」という。)の組織及び任務について定める。

(選考委員会の構成)

第2条 選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- 一 校長
- 二 副校長(総務主事)
- 三 副校長(教務主事)
- 四 選考を行おうとする学科長
- 五 選考を行おうとする学科の教授又は選考しようとする専門分野の教授 2名
- 六 その他校長が必要と認めたもの

2 講師、助教又は助手を選考する場合は、前項第5号に定める教授を教授又は准教授と読み替えるものとする。

3 選考委員会は、選考を行おうとする学科毎に設置するものとする。

(委員長)

第3条 選考委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

(任務)

第4条 選考委員会は、次の事項を処理する。

- 一 公募に関すること。
- 二 応募者の書類審査及び資格審査に関すること。
- 三 候補適任者の選出に関すること。
- 四 昇任及び配置換に関すること。

2 前項第1号に定める公募の方法は、別に定める。

(審査の基準)

第5条 書類及び資格審査の基準は、次によるものとする。

- 一 選考される者の資格が、教員選考規則第11条から第14条に掲げる資格のいずれかを満たしていること。
- 二 本校の教育、研究に強い意欲があること。
- 三 学生の指導に理解と情熱があること。
- 四 その他選考委員会が必要と認めること。

(事務)

第6条 選考委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 1月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。